

議案第 9 号

令和 6 年度七飯町下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度七飯町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道接続戸数	9, 380 戸
(2) 年間総有収水量	2, 815, 400 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	8, 397 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア. 管渠整備事業	26, 372 千円
イ. 流域下水道事業	16, 514 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業収益	803, 585 千円	
第 1 項 営業収益	468, 227 千円	
第 2 項 営業外収益	335, 358 千円	
	支	出
第 1 款 下水道事業費用	793, 771 千円	
第 1 項 営業費用	686, 280 千円	
第 2 項 営業外費用	106, 691 千円	
第 3 項 特別損失	200 千円	
第 4 項 予備費	600 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 156,267千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,759千円、過年度分損益勘定留保資金 82,122千円及び当年度分損益勘定留保資金 71,386千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	174,293千円
第1項 企業債	106,000千円
第2項 出資金	46,409千円
第3項 補助金	14,989千円
第4項 負担金等	6,895千円
支 出	
第1款 資本的支出	330,560千円
第1項 建設改良費	43,656千円
第2項 企業債償還金	285,504千円
第3項 予備費	1,400千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道処理区域内における水洗便所への改造者に対し、令和6年度に金融機関が融資した改造資金に対する利子補給	令和7年度から 令和11年度まで	貸付の翌月から償還完了までの利息
公共下水道処理区域内における水洗便所への改造者に対し、令和6年度に金融機関が融資した改造資金に対する損失補償	令和6年度から 令和11年度まで	融資した金融機関が受けた損失額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	8,100千円	普通貸借 又は 証券発行	3 % 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによ
流域下水道事業	16,000千円			

資本費平準化債	66,000 千円		る。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
下水道事業債 (特別措置分)	15,900 千円		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,272千円

(2) 賞与引当金繰入額 1,356千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業経営安定のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 建設改良費等繰入金 6,439千円

令和6年3月4日提出

七飯町長 杉原 太